

本市退職者である外郭団体の役員に支払われる報酬の上限額

項番	団体名	役職名	報酬上限額（円）
1	アジア太平洋トレードセンター(株)	専務取締役	7,500,000
2	(一財)大阪市文化財協会	専務理事兼事務局長	6,300,000
3	大阪市高速電気軌道(株)	監査役	9,000,000
4	大阪市住宅供給公社	理事長	10,000,000
5	大阪シティバス(株)	代表取締役	10,000,000
6	(株)大阪港トランスポートシステム	代表取締役社長	10,000,000
7		常務取締役総務部長	8,000,000
8		常務取締役流通事業部長	8,000,000
9		常務取締役鉄道事業部長	8,000,000
10	(株)大阪水道総合サービス	専務取締役	8,000,000
11	(株)湊町開発センター	常務取締役	8,000,000
12	クリアウォーター-OSAKA(株)	代表取締役	10,000,000
13	クリスタ長堀(株)	取締役総務部長兼総務課長	7,000,000
14	(公財)大阪国際平和センター	代表理事	1,500,000
15	(社福)大阪社会医療センター	理事長	1,800,000
16	阪神国際港湾(株)	代表取締役副社長執行役員	10,000,000

(令和6年7月1日現在)